

# 入札のご案内

令和5年度 素材 第1回  
資格付一般競争入札

令和5年4月19日(水)施行  
日光森林管理署 二階会議室

入札開始 10時00分

入札締切 10時10分

国民の森林 国有林

〒321-1274

栃木県日光市土沢1473-1

日光森林管理署

TEL:0288-22-1069

FAX:0288-22-1072

# 公 売 公 告

令和5年4月10日  
分任契約担当官  
日光森林管理署長 徳川 浩一

下記のとおり立木の一般競争入札を実施します。販売物件明細書及び国有林野事業林産物売買契約約款を参照し現物熟覧のうえ、国有林野の産物売払規程（昭和25年5月17日農林省告示第132号）及び関東森林管理局署等競争契約入札心得を厳守し入札して下さい。

## 記

### 1 入札及び開札の日時

令和5年4月19日(水)

入札開始 10時00分

入札締切 10時10分

なお、入札参加者は、入札開始前までに受付にて、5の入札参加の資格と、代理人入札を行う者は、9（ア）委任状の提出し資格等の確認を受けること。

また、入札締切時刻前でも、入札参加者の入札完了時をもって入札締切とし即時開札を行う。

### 2 入札及び開札の場所

日光森林管理署 二階会議室

### 3 郵便入札

認めます。

(1) 送付場所 〒321-1274

栃木県日光市土沢1473-1

日光森林管理署 総務グループ

(2) 到着期限 令和5年4月18日(火) 17時必着

\*上記の期限以後、到着したものは、無効とします。

(3) その他留意事項

封筒を二重にして内封筒に売払番号を記入し入札書を入れ、外封筒には「立木公売入札書在中」と朱書し、書留等配達記録が確認出来るもので送付して下さい。

### 4 入札物件

(1) 次の事項については、別添「立木公売物件明細書」のとおりです。

ア 売払番号

イ 物件所在地

ウ 産物の種類及び数量

### 5 入札参加者の資格

令和2年度から令和6年度の林産物の売払いに係る資格確認の交付を受けている者に限ります。

但し、次の事項に該当する者は参加することが出来ません。

(1) 予算決算及び会計令第70条に該当する者。

(2) 予算決算及び会計令第71条に該当する者。

(3) 関東森林管理局長から一般競争参加資格を停止されている者。

なお、林産物の売払いに係る資格確認の交付については、関東森林管理局ホームページ (<http://www.rinya.maff.go.jp/kanto/apply/publicsale/keiri/rinsanbutu-koji20191031.html>) 「国有林野事業における林産物の売払いに係る競争参加資格審査の申請について」を御覧ください。

## 6 入札保証金

免除します。

但し、落札者が契約を結ばないときは、入札金額の100分の5に相当する違約金を徴収します。なお、この場合は競争参加資格の取り消し又は、付与しないことがあります。

## 7 契約保証金

免除します。

## 8 入札金額及び消費税

(1) 入札金額は消費税抜きの金額を記入して下さい。誤って消費税を加算した金額を記入した場合でも入札は有効とし、入札後には誤りの訂正及び取消は認めないので注意願います。

(2) 入札書に記載された金額に消費税相当額10%を加算した金額(円未満の端数切捨て)をもって落札金額及び契約金額とします。

なお、契約締結以後、当該契約において特に契約書等で金額が明示されているものを除き、当該契約に係る違約金、延滞金、率で表わされるものについては、全て消費税額が加算された総契約額が対象となります。

## 9 入札における留意事項

### (1) 代理人の入札への参加

#### ア 委任状の提出

競争参加有資格者本人が入札当日出席せず代理人が入札に参加する場合は、「委任状」(別紙1)の提出が必要となり、委任状の提出のない者は入札に参加することはできません。

#### イ 入札書

「入札書」(別紙2)のとおり、入札者の住所、商号又は名称、代表者氏名を記入するとともに、代理人氏名の記入が必要となります。

なお、この場合には入札者の代表者印は不要です。

### (2) 無効の入札

次の各号の一に該当する入札は無効とします。

ア 競争に参加する資格を有しない者のした入札(入札開始宣言前に確認を受けること)

イ 委任状を持参しない代理人のした入札(入札開始宣言前に提出して確認を受けること)

ウ 所定の入札保証金の納付又は入札保証金に代わる担保の提供をしない者のした入札

エ 記名を欠く入札

オ 金額を訂正した入札

カ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札

キ 明らかに連合によると認められる入札

ク 同一事項の入札について同一人が2通以上なした入札又は入札者若しくはその代理人が他の入札者の代理をした入札

ケ 入札締切宣言後に入札した入札

コ 暴力団排除に関する誓約事項(別紙3)について、虚偽又はこれに反する行為が認められた入札

サ その他入札に関する条件に違反した入札

### (3) 落札者の決定

ア 開札は、指定した場所及び日時に、入札者の面前で行い、予定価格以上で最高の価格を持って入札した者を落札者とします。ただし、落札となるべき入札をした者が2名以上のときは、直ちに「くじ」で落札者を決定します。

イ 落札宣言後は、錯誤等を理由に入札無効の申し出があっても、受理しません。また、どのような事由があっても落札を無効にすることはできません。

## 10 契約の成立及び締結期限

(1) 契約の締結は、契約書の作成を必要とし、双方記名押印した時に成立とします。

(2) 契約の締結期限は令和5年4月27日(木)までとします。

### 11 代金の納付期限

代金の納付期限は、契約締結日から起算して20日以内とします。

### 12 代金の延納

(1) 1件の売払契約代金が150万円以上の物件において、国の所有に属する物品の売払代金の納付に関する法律(昭和24年法律第176号)の定めるところにより認めます。(年利1.00%)

延納利息代金の計算方法は以下のとおりです。

延納利息代金 = (契約代金 × 延納期間 × 延納利率) ÷ 365日

ただし、分収林契約者の持分に係る代金については、延納は認めません。

(2) 延納担保の提供期限は契約締結日から起算して20日以内とします。

(3) 延納期限は、6ヶ月以内とします。

### 13 物件の引渡

(1) 物件の引渡期限は、国有林野の産物売払規程第34条第1項及び国有林野事業林産物売買契約約款第7条第1項に基づき、代金の全部又は代金延納担保の提供があった日から15日以内とします。

(2) 物件の引渡は、買受人立会による引渡しをしないことについての買受人の同意を得られる場合には、国有林野の産物売払規程第34条第3項第2号及び国有林野事業林産物売買契約約款第7条3項に基づき、みなし引渡を特約することも可能です。この場合、代金の全部の納入があったとき、または代金延納担保の提供があった時に引渡しがあったものとみなします。金融機関の発行する領収書等を日光森林管理署へ必ず提示してから搬出して下さい。

(3) 引渡を受けた時は、国有林野の産物売払規程第35条に基づき、引渡領収書を日光森林管理署長に提出して下さい。

### 14 入札関係資料規程等の閲覧場所

(1) 販売物件明細書、契約書案

ア 販売物件明細書：日光森林管理署 又は 下記日光署HP

イ 契約書(案)：日光森林管理署

日光森林管理署のホームページ > 公売・入札情報 > 林産物の売払情報(素材販売)

<https://www.rinya.maff.go.jp/kanto/nikkou/koubai/koukoku1.html>

(2) 各規程等

ア 国有林野事業林産物売買契約約款

イ 国有林野の産物売払規程

ウ 関東森林管理局署等競争契約入札心得

エ 各種様式(別紙1：委任状、別紙2：入札書)

上記（１）（２）についてはホームページ又は、日光森林管理署 業務グループ（資源活用担当）で閲覧出来ます。

日光森林管理署のホームページ > 公売・入札情報 > 林産物の売払情報（素材販売）  
<https://www.rinya.maff.go.jp/kanto/nikkou/koubai/koukoku1.html>

#### 1.5 その他留意事項

- （１）入札参加者は、入札書の提出をもって「暴力団排除に関する誓約事項」（別紙３）に同意したものとします。
- （２）本物件は、売買契約書において「持続可能な森林経営が営まれている森林から合法的に伐採されたものである」ことを証明します。
- （３）発電用バイオマス証明は、売買契約書への記載をもって証明します。
- （４）本物件は延期は認められません。期間内の搬出をお願いします。

#### 1.6 お問い合わせ

不明の点は、下記までお問い合わせ下さい。

〈問合せ先〉

日光森林管理署 業務グループ（資源活用担当）

電話番号： 0288-22-1069

mail： [ks\\_nikko\\_postmaster@maff.go.jp](mailto:ks_nikko_postmaster@maff.go.jp)

メールでのお問い合わせの際は、表題に「令和5年度 第1回 素材公売について」と記載してください。

#### お知らせ

農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省綱紀保持規程（平成19年農林水産省訓令第22号）が制定されました。この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。

詳しくは、当ホームページの「発注者綱紀保持対策に関する情報等」をご覧ください。

<http://www.rinya.maff.go.jp/kanto/apply/publicsale/koukihoji/index.html>

# 委任状

代理人氏名 \_\_\_\_\_

上記の者を私の代理人と定め、下記権限を委任します。

## 記

1 入札年月日 \_\_\_\_\_ 年 月 日

2 件 名 令和5年度 素材 第1回

3 入札に関する一切の件

\_\_\_\_\_ 年 月 日

住 所  
商号又は名称  
代表者氏名 \_\_\_\_\_  
責任者等連絡先 \_\_\_\_\_

分任契約担当官

日光森林管理署長 殿

※ 本様式は標準例を示したものであり、上記事項を記載された適宜の様式を使用しても差し支えない。

様式第5号(第4条)

## 入 札 書

年 月 日

分任契約担当官  
日光森林管理署長 殿

(入札者)

住 所

商号又は名称  
代表者氏名

(代理人)

氏 名

¥

ただし、令和5年度 素材 第1回 第 号の代金

上記金額は、消費税額及び地方消費税額を除いた金額であるので、契約額は上記金額に各消費税額を加算した金額になること及び入札心得、仕様書、その他関係事項を承知の上、入札します。

### (注意事項)

- 1 金額は、円単位とし、アラビア数字を持って明記すること。
- 2 用紙の寸法は、日本産業規格A列4番とし、縦長に使用すること。
- 3 本様式は標準例を示したものであり、その他必要事項を追加した適宜の様式を使用する場合がある。また、認める場合がある。

## 暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記1及び2のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、関東森林管理局の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）を警察に提供することについて同意します。

### 記

#### 1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

#### 2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

上記事項について、入札書の提出をもって誓約します。

契約番号 00-00-00000

製品販売

# 売 買 契 約 書 (案)

売買物件の 所在場所	〇〇土場			面積 (h a)
売買物件の 種類及び数量	区分	樹 種	本数 (本)	材積 (m3)
	素材	低質材(例)		
内 訳 R〇第〇回 〇号、〇号…				
売買代金	売 買 代 金		円	
	うち消費税抜代金		円	
契約保証金	免除		円	
売買代金の分収額	官収分	分 収 額	円	
		うち消費税抜代金	円	
官行造林立木竹	民収分	分 収 額	円	
		うち消費税抜代金	円	
分収造林立木竹	分収権者			
分収育林立木竹				

売 買 代 金 納 付 の 方 法	現金納付分	売買金額	円	納付期限	令和 年 月 日
	延 納 分	延納金額	円	延納期間	～ 日間
		延納利息	円		
		延納担保金額	円 以上	担保の種類	
		延納利率	年 %	同提供期限	
	分割延納分	延納金額	円	延納期間	～ 日間
		延納利息	円		
		延納担保金額	円 以上	担保の種類	
延納利率		年 %	同提供期限		
売買物件の 引渡方法	現地立会省略 (希望の場合は空白)	売買物件の 引渡期間(期限)	代金納付の日又は延納担保 提供の日 (概算の場合の最終期限 )		
売買物件の 搬出期間(期限)	引渡の日から起算して 〇〇 日間 (期限 ) 搬出期限は別表のとおり(複数搬出期限がある場合に記載)				
売買(使用) 目的の指定		施設設置等 の指定			
特約事項					

\* 概算売買の場合には、上記の売買物件の種類及び数量は予定、売買代金は概算売買代金である。

\* 本物件は、持続可能な森林経営が営まれている森林から合法的に伐採されたものである。

\* 本物件は、全て間伐材等由来のバイオマスである。

売渡人と買受人は、本契約書及び国有林野事業林産物売買契約約款によって売買契約を締結したので、その証として本書2通を作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

売 渡 人 分任契約担当官

日光森林管理署長

買 受 人 栃木県日光市〇〇

〇〇会社 〇〇

代表取締役 〇〇 〇〇

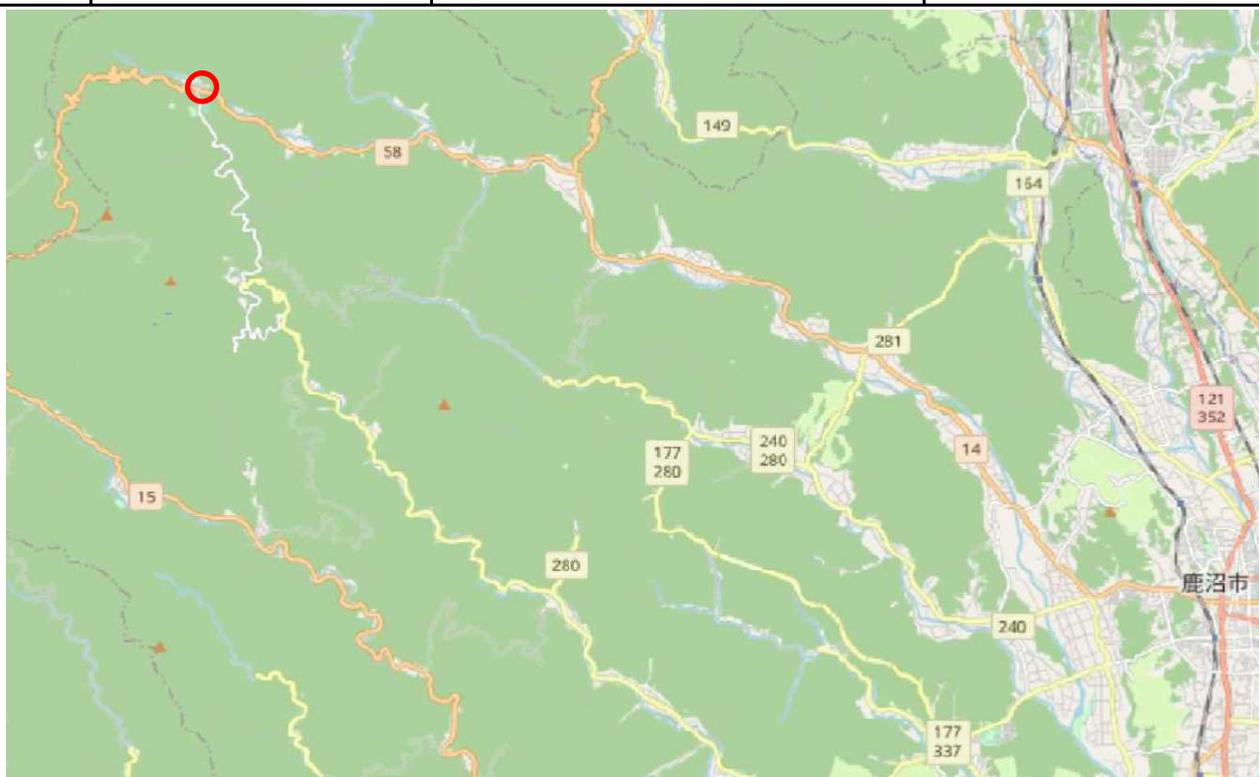
# 令和5年度 第1回 素材公売物件一覧表

日光森林管理署

売払番号	担当区	物件所在地	桧番号	材種	数量		搬出期間	備考
					本数 単位:本	材積 単位:m <sup>3</sup>		
1	粕尾	古峯神社敷地内 (古峯神社:栃木県鹿沼市 草久3027) 古峰原水処理センター横	2002	2m(スギ) 短尺材	1,078	131.368	R5 5月19日	
2			2101	2m(スギ) 短尺材	520	60.899		
3			2199,2198, 2197,1999	2m(N) 低質材		604.618		
4			2299,2297	2m(N) 低質材		284.099		
5		原向・古峰原(古峰原) 林道 沿い 林道入口から約1.9km	2397,2398, 2399		3,992	116.532	R5 5月31日	
計					5,590	1,197.516		

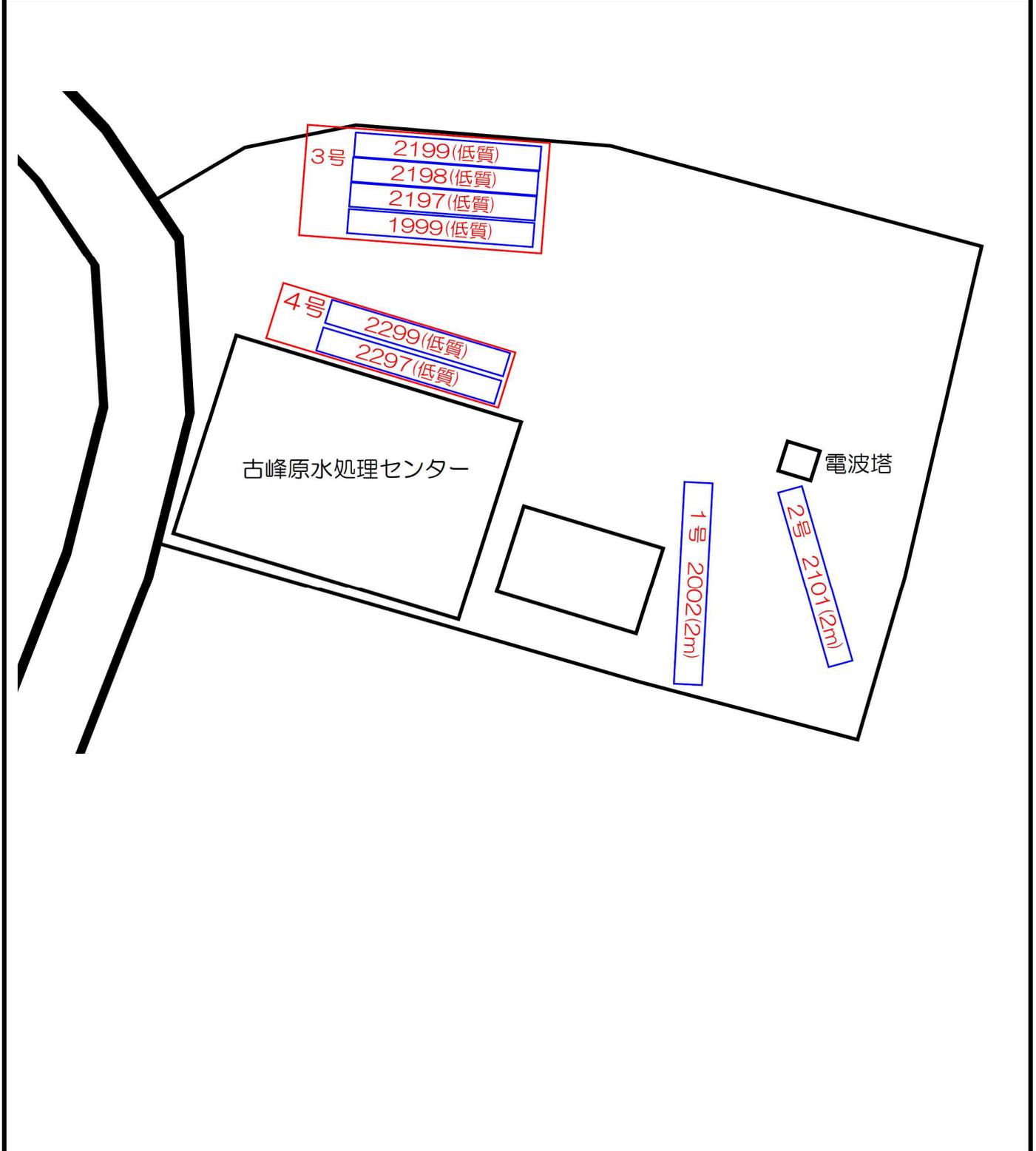
# 物件所在地

売払番号	樁番号	物件詳細	物件所在地
1	2002	2m(スギ) 1,078本 131.368 <sup>m</sup> 短尺材	古峯神社敷地内 (古峯神社:栃木県鹿沼市草久3027) 古峰原水処理センター横
2	2101	2m(スギ) 520本 60.899 <sup>m</sup> 短尺材	
3	2199,2198,2197,1999	2m(N) 604.618 <sup>m</sup> 低質材	
4	2299,2297	2m(N) 284.099 <sup>m</sup> 低質材	



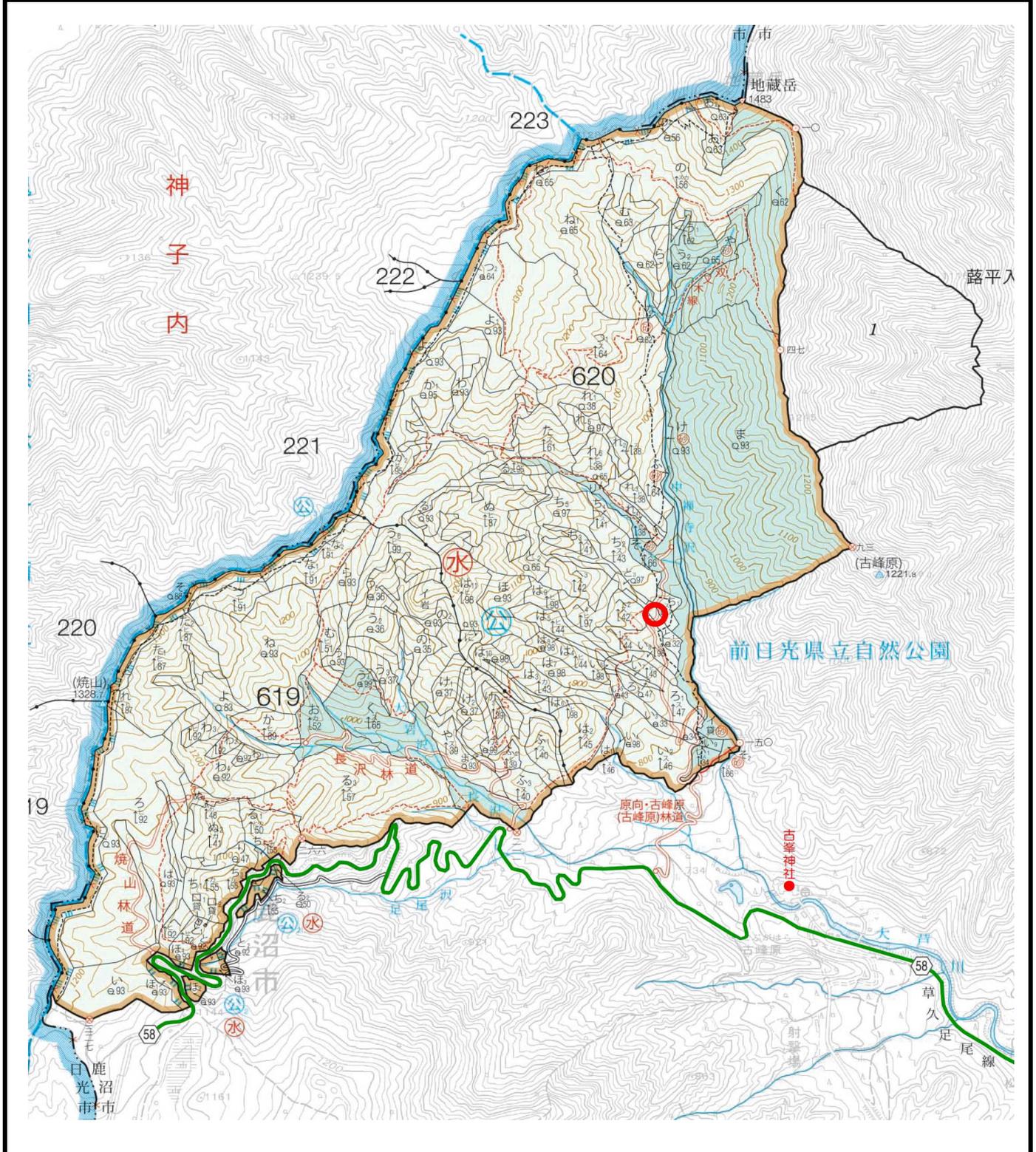
# 物件所在地

売払番号	桝番号	物件詳細	物件所在地
1	2002	2m(スギ) 1,078本 131.368m <sup>3</sup> 短尺材	古峯神社敷地内 (古峯神社:栃木県鹿沼市草久3027) 古峰原水処理センター横
2	2101	2m(スギ) 520本 60.899m <sup>3</sup> 短尺材	
3	2199,2198,2197,1999	2m(N) 604.618m <sup>3</sup> 低質材	
4	2299,2297	2m(N) 284.099m <sup>3</sup> 低質材	



# 物件所在地

売払番号	桝番号	物件詳細	物件所在地
5	2397,2398,2399	2m(N) 116.532m <sup>3</sup> 低質材	原向・古峰原(古峰原)林道 沿い 林道入口から約1.9km



\*\* 販売物件明細書 \*\*

関東森林管理局  
日光森林管理署

公売年度	公売回数	入札番号	桧番号
R5	1	1	04- 2002

搬出期限 令和5年5月20日

(単位：長級 m, 径級 cm, 材積 m<sup>3</sup>)

物件所在地	桧番号	産地	樹種	林齢	材の区分	長級	径級	品等	本数	材積	単材積	摘要
古峰ヶ原山	04- 2002	横根	スギ	66	短尺材	2.00	16 ~ 18	中玉	80	5.032	0.063	
						2.00	20 ~ 22	中玉	390	35.008	0.090	
						2.00	24 ~ 28	中玉	453	59.275	0.131	
						2.00	30 ~ 46	中玉	155	32.053	0.207	
									樹種計	1,078	131.368	0.122
			桧計	1,078	131.368	0.122						



\*\* 販売物件明細書 \*\*

関東森林管理局  
日光森林管理署

公売年度	公売回数	入札番号	桧番号
R5	1	2	04- 2101

搬出期限 令和5年5月20日

(単位: 長級 m, 径級 cm, 材積 m<sup>3</sup>)

物件所在地	桧番号	産地	樹種	林齢	材の区分	長級	径級	品等	本数	材積	単材積	摘要
古峰ヶ原山	04- 2101	横根	スギ	67	短尺材	2.00	16 ~ 18	中玉	44	2.776	0.063	
						2.00	20 ~ 22	中玉	200	17.700	0.089	
						2.00	24 ~ 28	中玉	214	28.088	0.131	
						2.00	30 ~ 36	中玉	62	12.335	0.199	
						樹種計			520	60.899	0.117	
桧計			520	60.899	0.117							



\* \* 販売物件明細書 \* \*

関東森林管理局  
日光森林管理署

公売年度	公売回数	入札番号	桧番号
R5	1	3	04- 2199

搬出期限 令和5年5月20日

(単位：長級 m, 径級 cm, 材積 m<sup>3</sup>)

物件所在地	桧番号	産地	樹種	林齢	材の区分	長級	径級	品等	本数	材積	単材積	摘要
古峰ヶ原山	04- 2199	横根	低質材N	67	低質材	2.00	1～999	原N	0	166.837	0.000	
						樹種計			0	166.837	0.000	
						桧計			0	166.837	0.000	

物件所在地	桧番号	産地	樹種	林齢	材の区分	長級	径級	品等	本数	材積	単材積	摘要
古峰ヶ原山	04- 2198	横根	低質材N	67	低質材	2.00	1～999	原N	0	153.064	0.000	
						樹種計			0	153.064	0.000	
						桧計			0	153.064	0.000	

物件所在地	桧番号	産地	樹種	林齢	材の区分	長級	径級	品等	本数	材積	単材積	摘要
古峰ヶ原山	04- 2197	横根	低質材N	67	低質材	2.00	1～999	原N	0	143.194	0.000	
						樹種計			0	143.194	0.000	
						桧計			0	143.194	0.000	

物件所在地	桧番号	産地	樹種	林齢	材の区分	長級	径級	品等	本数	材積	単材積	摘要
古峰ヶ原山	04- 1999	横根	低質材N	68	低質材	2.00	1～999	原N	0	141.523	0.000	
						樹種計			0	141.523	0.000	
						桧計			0	141.523	0.000	合計 604.618m <sup>3</sup>



\* \* 販売物件明細書 \* \*

関東森林管理局  
日光森林管理署

公売年度	公売回数	入札番号	桧番号
R5	1	4	04- 2299

搬出期限 令和5年5月20日

(単位：長級 m, 径級 cm, 材積 m<sup>3</sup>)

物件所在地	桧番号	産地	樹種	林齢	材の区分	長級	径級	品等	本数	材積	単材積	摘要
古峰ヶ原山	04- 2299	横根	低質材N	58	低質材	2.00	1 ~ 999	原N	0	146.704	0.000	
							樹種計	0	146.704	0.000		
							桧計	0	146.704	0.000		

物件所在地	桧番号	産地	樹種	林齢	材の区分	長級	径級	品等	本数	材積	単材積	摘要
古峰ヶ原山	04- 2297	横根	低質材N	58	低質材	2.00	1 ~ 999	原N	0	137.395	0.000	
							樹種計	0	137.395	0.000		
							桧計	0	137.395	0.000	合計 284.099m <sup>3</sup>	



\* \* 販売物件明細書 \* \*

関東森林管理局  
日光森林管理署

公売年度	公売回数	入札番号	桧番号
R5	1	5	04- 2397

搬出期限 令和5年5月31日

(単位：長級 m, 径級 cm, 材積 m<sup>3</sup>)

物件所在地	桧番号	産地	樹種	林齢	材の区分	長級	径級	品等	本数	材積	単材積	摘要
古峰ヶ原山	04- 2397	横根	低質材N	64	低質材	2.00	1～999	原N	0	6.683	0.000	
							樹種計	0	6.683	0.000		
							桧計	0	6.683	0.000		

物件所在地	桧番号	産地	樹種	林齢	材の区分	長級	径級	品等	本数	材積	単材積	摘要
古峰ヶ原山	04- 2398	横根	低質材N	64	低質材	2.00	1～999	原N	0	78.301	0.000	
							樹種計	0	78.301	0.000		
							桧計	0	78.301	0.000		

物件所在地	桧番号	産地	樹種	林齢	材の区分	長級	径級	品等	本数	材積	単材積	摘要
古峰ヶ原山	04- 2399	横根	低質材N	64	低質材	2.00	1～999	原N	0	31.548	0.000	
							樹種計	0	31.548	0.000		
							桧計	0	31.548	0.000	合計 116.532m <sup>3</sup>	







国民の森林・国有林